

平成24年度第6回教育委員会定例会 会議録

- ◇ **開催年月日** 平成24年9月4日(火) 16時開会
17時15分閉会

- ◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	秋 野 博 臣	教育部長	大 脇 友 治
管理部参事(美術館副館長)	吉 永 真 一	管理部参事(総務課長)	福 田 健 勇
施設課長	岩 切 正 己	市民スポーツ課長	林 康 裕
文化課長	児 玉 哲 朗	管理部参事(図書館長)	岩 切 尚 子
学務課長	藤 田 芳 昭	学校教育課長	山 元 秀 隆
保健体育課長	向 井 雄 志	青少年課長	平 幸 二
生涯学習課長	寺 菌 裕 之	少年自然の家所長	藤 山 洋 一
中央学校給食センター所長	内 田 雄 二 郎		

◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正 志	総務課主査	山 本 直 英
-------	---------	-------	---------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣言

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議 案

定第30号議案 平成25年度鹿児島市立高等学校学科別募集定員を定める件

定第31号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件

定第32号議案 平成24年度鹿児島市社会体育功労者及び社会体育優良団体の教育委員会表彰の件

6 報告事項

(1) 郡山体育館（仮称）建設基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

(2) 鹿児島市スポーツ推進計画（仮称）素案及びパブリックコメント手続の実施について

(3) 共通実力テストについて

(4) 教育委員会関係の主な行事について

7 その他

8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成24年度第6回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布されているとおりです。本日の会議録署名委員として、高島委員と桃木野委員を指名します。

委員 はい。

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてですが、本日の議案3件のうち、定第30号議案は、後日県において一斉に発表される、高等学校の募集定員の案件、定第32号議案は、人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第30号議案 平成25年度鹿児島市立高等学校学科別募集定員を定める件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

~~~~~

定第31号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件

**許 可**

委員長 次に、定第31号議案について、文化課長、説明をお願いします。

文化課長 議案つづりの4ページをご覧ください。定第31号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件につきまして、ご説明いたします。7ページをご覧ください。前回の第5回教育委員会定例会でご報告いたしましたが、鹿児島市長から鹿児島市指定記念物(史跡)「天保山砲台跡」について、擁壁設置土木工事を行いたいので、現状変更等許可申請が教育委員会に提出されたことを受けまして、鹿児島市文化財審議会に諮問いたしました。6ページでござ

いますが、その後、審議会で現地視察を行い審議し、現状変更につきまして、条件を付して許可することが適当であると認める旨の答申がなされました。5ページにお戻りください。文化財審議会の答申を受けまして、鹿児島市指定文化財「天保山砲台跡」の現状変更につきまして、鹿児島市文化財保護条例に基づき、条件を付して許可しようとするものでございます。なお、付されました条件は、一番下の7でございますが、記載されている4点でございます。お目通しいただきたいと存じます。なお、8ページでございますが、現状変更許可に係る流れ図でございます。その中で、今回の許可の議決する部分を網掛けでお示ししております。また、お手元に「天保山砲台跡」の現況写真をお付けしております。上の写真が南側から、下の写真が西側から見た写真でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 ただ今の説明について何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 具体的にどう守ろうとしているのか、写真で説明してもらえませんか。

文化課長 南側の写真をご覧いただきたいと思いますが、看板のところに根がかなり張っておりますが、ここの上の土砂が雨等で流出しておりますので、こういったところの流出を止めるということと、木の根等を保護する意味から、ロープを張って人が入らないようにすることを行います。

委員 よく分かりますよ。強い雨が降ったら、土砂が流れて根がむき出しになるのですね。そして、柵をしないと子どもとかが入るので。土を盛って土砂が流れないようにしないとだめになりますよね。ここは、市も非常に大事にしているのですよね。島津斉彬公の時代からあるわけですからね。

委員 ロープを張るのですか。この写真のようにロープで柵をするのですか。

文化課長 西側につきましては、地下に遺構等があり、ブロックを積むと遺構等を損傷する恐れがありますので、ロープを張りまして、また、地下に遺構等の無い場所は、ブロックを積んで土留めをすることになろうと思います。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 それではご異議も無いようですので、定第31号議案については原案どおり許可することに決定します。

~~~~~

定第32号議案 平成24年度鹿児島市社会体育功労者及び社会体育優良団体の教育委員会表彰の件 原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

6 報告事項

(1) 郡山体育館（仮称）建設基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について

委員長 次に、報告事項(1)について、市民スポーツ課長、説明をお願いします。

市民スポーツ課長 報告事項関係資料①をご覧ください。郡山体育館（仮称）建設基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について、ご報告いたします。郡山体育館（仮称）建設基本計画素案のパブリックコメント手続を平成24年7月9日から8月9日までの32日間実施いたしましたところ、7人の方から50件の意見が寄せられました。意見の処理状況でございますが、A、意見の趣旨等を基本計画案に盛り込むもの4件、B、今後、詳細な設計及び運営方法等を検討する中で参考とするもの14件、C、意見の趣旨等は既に基本計画案に盛り込み済みと考えるもの14件、D、基本計画案には盛り込まないもの5件、E、その他意見・要望・感想等13件でございます。次に、意見等の概要と処理状況でございますが、1ページをご覧ください。主な意見といたしましては、処理区分Aの意見の趣旨等を基本計画案に盛り込むものとしまして、番号1から4までで、1つ目が男女用シャワー室を設ける、2つ目が観客席については、最低500名位の座席を確保するなどがございました。処理区分Bの今後、詳細な設計及び運営方法等を検討する中で参考とするものとしたしまして、番号の5から次ページの18までございます。主なものといたしましては、5のアリーナの天井は、床面より最小限12.5メートルを確保する、6のロビーから2階に通ずる車椅子用スロープ又はリフトを設けるなどがございました。処理区分Cの意見の趣旨等は既に基本計画案に盛り込み済みと考えるものとしまして、番号の19から次ページの32までございます。主なものといたしまして、19のロビー上部は卓球等ができる多目的広場とする、20のアリーナについては9人制バレーの公式試合ができる十分な広さと高さを確保するなどがございました。Dの基本計画案には盛り込まないものとしまして、番号の33から37までございまして、主なものといたしましては、33の2階部分に健康づくりを推進するトレーニングルーム等を設置する、34の各種行事・イベント等に利用できるステージを設けるなどがございました。Eのその他意見・要望・感想等といたしまして、番号の38から次ページの50までございます。主なものといたしましては、38の市有地の最北西部に専用の出入口を設ける、39のバスの路線整備をして、少しでも多くの市民が郡山に行けるようにしてもらいたい。スパランド裸・楽・良にも伊敷団地から直通のバスを出してほしいなどがございました。なお、寄せられた意見と処理状況につきましては、お目通しいただきたいと存じます。次に、パブリックコメント手続の結果を踏まえまして、5ページからの郡山体育館（仮称）建設基本計画案をまとめましたので、ご説明いたします。6ページをご覧ください。3、施設の概要のところでございます。（2）建物の規模等の③の観客席につきまして、素案では350席程度としていたところを、350席以上と変更して

おります。次の④諸室につきまして、シャワー室を追加したところでございます。以上2点について変更し、郡山体育館（仮称）建設基本計画案としたところでございます。以上で報告を終わります。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 　意見の提出者数7人の方々が、50件の意見を出されたわけですが、非常に関心を持っている方ですか。それとも、専門的な方ですか。

市民スポーツ課長 　主には地元の方で、もともと体育館の建設を望んでおられた方からの意見が、全体の半分近くでございます。

委員 　番号の32と41の関係ですが、ソフトテニスとテニスは使い分けてあるのですか。それとも、ソフトテニスは整備することになっているが、硬式テニスは、他の施設があって使えないのですか。

市民スポーツ課長 　施設の中で、ソフトテニスも硬式テニスもできる予定でございます。41の意見は、熊本の例を挙げてございまして、熊本の施設は、テニスを始め、体育館ではない、例えば鴨池ドームのような施設を想定しておりまして、そのような施設としましては、茶山ドームでありますとか、ふれあいスポーツランド等の記載をしているところでございます。

委員 　5番の床面から12.5メートルの記載がございしますが、これはバレーボールの公式の高さですか。

市民スポーツ課長 　お質しのとおりでございます。

委員 　処理状況についてはこれで良いと思いますが、4面取って、バレーボールをしようとする、12.5メートルあった方が良いでしょうね。

市民スポーツ課長 　バレーボールの日本の連盟が主催するような大会につきましては、この位の高さが必要ということでございまして、この位の高さがあれば、もし、そういった大会を開催することになっても可能となるものでございます。

委員 　公式の試合ができるように整備すべきということなのでしょうね。現実的には、12.5メートルの高さを確保することは難しいのですか。

市民スポーツ課長 　設計の段階で、どの程度の高さが確保できるのかということは検討していきたいと思っております。鹿児島アリーナのサブアリーナが10メートル程度でございますので、この程度であれば、関係者に聞き取りをしたところでも、試合は可能であるというお答えをいただいたところでございます。

管理部長 　郡山総合運動場内の体育館の位置付けでございますが、市内の各地域のスポーツ振興を想定した施設でございます。全国大会などの大きな大会を持つてくるとい場合には、鹿児島アリーナのメインアリーナとか、県が今後整備しようとする体育館での使用を想定しておりますことから、12.5メートルという公式試合の高さが必要かどうか、あるいは設計上可能なかどうかは、設計をしてみないと分からないですけれども、そういった役割も勘案しながら、高さや広さを検討していくということになると考えております。

委員 　参考ですが、この間世界バレーボール大会が鹿児島に来ましたよね。世界バレーボール大会の時には、必ずメイン会場とは別に練習場を確保しないといけないのですよ。この練習場は、これまで不十分でもよかったのですが、今年の

大会から練習場もきちんとしていないといけないということで、鹿児島市内でほとんどなかったのではないのでしょうか。近くに体育館があつて、前回までは良かったのですが、今回は適用できませんと言われて、探したのですがなかなか見つからなかったようです。だから、ここでそういった体育館を作るべきだということを申し上げているわけではありませんが。

委員 やはり予算面があるから難しいのですか。

市民スポーツ課長 想定しているものが、主には地域で行われるバレーボール大会でございませう。設計にあたりましては、そのような意見も踏まえながら検討していきたいと思ひます。

委員 1ページの14番に、インディアカとかペタンクとかバードゴルフとか書いてありますが、これはどのようなものなのでしょう。もし、本当に競技として発展させ得る可能性があるのであれば、例えば、カーリングで北海道の小さな町が話題になったように、鹿児島といへばインディアカとか、できるのであれば、是非、この施設を活用すれば良いのかなと思ひるので、教えてください。

市民スポーツ課長 ここに書いてございませうものは、今、私達はニュースポーツと呼んでいる種類のスポーツで、例えば、激しい動きであつたりとか、汗をかいたりとかではなくて、簡単に手軽にどなたでも楽しめるゲーム的なものでございませう。例えば、ペタンクなど球を転がしてというような、あまり大きくないところでもできるので、球が重いので床がしっかりしていないとできないといふことがありますが、鹿児島アリーナでもされておひますので、この意見に対しては対応ができるのではないかと考えておひます。

委員 高齢者のスポーツですか。

市民スポーツ課長 高齢者だけではなく、子どもと高齢者が一緒にできたりとか、誰でも年齢に関係なくできるスポーツでございませう。

委員 面白いのですか。

市民スポーツ課長 したことがなく見たことしかないので、把握しておひませう。

教育部長 ペタンクはパラリンピックの競技です。

委員 フロアカーリングは面白そうですね。鹿児島は灰が降つて屋内競技の方が適しているのしょうから、フロアカーリングは良いのかなと思ひます。

委員 バードゴルフは、鴨池野球場の周りで今もしてひませうよね。

委員 ゲートボールは、今もされてひますのですか。

委員 ゲートボールもされてひませうし、パークゴルフもあひます。穴にゲートボール位の大きなボールを入れるものです。

委員長 他にございませうか。

(なしの声あり)

委員長 無いようのですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 鹿児島市スポーツ推進計画（仮称）素案及びパブリックコメント手続の実施について

委員長　それでは、次に報告事項(2)について、市民スポーツ課長、説明をお願いします。

市民スポーツ課長　報告事項関係資料②の1ページをご覧ください。鹿児島市スポーツ推進計画（仮称）素案及びパブリックコメント手続の実施について、ご報告申し上げます。鹿児島市スポーツ推進計画（仮称）素案が、鹿児島市スポーツ審議会でもとめられましたので、概要を報告いたしますとともに、素案について、パブリックコメント手続を実施いたしますので、合わせてご報告をいたします。審議会の委員につきましては、2ページの名簿のとおりでございます。1ページに戻っていただきまして、1のこれまでの取組状況でございますが、こちらに示してございますような経過を経まして8月9日の審議会において、取りまとめられたところでございます。次に、2の計画の概要でございますが、報告事項関係資料②の別冊2の概要版でご説明いたします。1ページをお願いいたします。1の(1)計画の趣旨でございますが、国のスポーツ基本計画を参酌し、この1ページの下の方にありますように、地域におけるスポーツを推進し、活力ある街づくりを目指そうとするものでございます。(2)の計画策定の背景につきましては、国において、スポーツ基本法の制定やスポーツ基本計画が策定されたことから、法の規定に基づき本市においても策定することとしたところでございます。(4)の計画期間でございますが、計画期間は平成24年度から33年度までの10年間とし、中間年の28年度に見直しを行うことといたしております。次に、3ページをご覧ください。2の計画の基本方針(1)この計画が目指すものでございます。8月のスポーツ推進審議会において、この計画が目指すものとして記載してございます、スポーツが人を育み結ぶかごしま市、副題として、だれもがいつでもどこでも親しめるスポーツ・レクリエーションの推進と活力あるまちづくり、といたしたところでございます。(2)の今後10年間の基本方針でございますが、この計画の目標を達成するため、国の計画を参酌するとともに、本市の実情なども踏まえまして、1から6までの基本方針を定めたところでございます。4ページをご覧ください。3ページに記載いたしました10年間の基本方針に基づきまして、それぞれの方針毎に見直しまでの5年間に取り組む主要施策と基本施策をお示ししてございます。この中で、特に本市独自の取組といたしましては、1の子どものスポーツ機会の充実におきましては、国の計画には無い家庭の役割を明記し、保護者に対し啓発などを行うこととしているところや、4の地元の人材を活かした国体等での活躍を目指す競技力向上のところでは、8年後の国体に向けた取組等を記載しているところでございます。次の5ページから14ページに、今後5年間の主要施策と基本施策について、主な内容などをお示ししておりますので、お目通しいただきたいと存じます。14ページをご覧ください。14ページの下の方の4の計画の推進でございますが、毎年、実施状況につきまして把握し、

進行管理を行いまして、必要に応じて見直すことといたしております。なお、全体版は、別冊1でございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。それでは、最初にご覧いただいた報告事項関係資料②の1ページをご覧ください。3のパブリックコメント手続の実施についてでございますが、先ほど申し上げた計画素案につきまして、パブリックコメント手続を実施いたします。実施期間は、10月1日から10月31日までの31日間、公表並びに意見募集につきましては、これまでのパブリックコメント手続と同様に行うことといたしております。意見募集の案内等は、別冊3のとおりでございます。最後に、4の今後の予定でございますが、パブリックコメント手続の終了後、寄せられた意見を集約し、結果を議会に報告いたしますとともに、意見反映後の計画案を審議会から教育委員会に答申いただき、教育委員会会議で計画を決定する予定でございます。以上で報告を終わります。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 　10年間、5年間の市民スポーツの実績が上がったことを、何で示すのですか。

市民スポーツ課長 　施策毎に指標を設けておりまして、例えば、子どものスポーツの部分では、今後、5年間子どもの体力向上傾向が維持されるというような結果が出ることで計ることとしております。その他の項目につきましても、目標の数値を設定して、その達成率を見ていくこととしております。

委員長 　他にございませんか。
(なしの声あり)

委員長 　無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～
(3) 共通実力テストについて

委員長 　それでは、次に報告事項(3)について、学校教育課長、説明をお願いします。

学校教育課長 　報告事項関係資料③をご覧ください。共通実力テストについて、ご報告申し上げます。1の実施主体にございますとおり、伊敷中学校長外、市立中学校長の有志により、共通実力テスト実行委員会が設置されました。2の経緯につきましては、ご覧のとおり、各中学校では、定期テストや実力テストのデータを蓄積し、それを基に進路指導を行っておりますが、校内で得たデータのみの分析結果でございますので、判断の目安が設定しにくい状況がございます。特に、小規模校においては、有効なデータが不足しており、生徒や保護者が満足するようなデータを十分に示すことができない面もございます。また、文部科学省が実施しております、「全国学力・学習状況調査」、あるいは県が実施しております「『基礎・基本』定着度調査」は、中1及び中2の学習内容を対象として実施されており、中3の学習内容に関する調査は行われていないところ

でございます。このようなことから、複数校の教員で問題を作成し、希望する学校で中3の実力テストを実施しようということになりました。3の目的でございますが、夏休み明けに各中学校で実施している実力テストを、複数校の教員が共同作成した問題で実施し、その結果を活用することで、より確かな学習状況の実態把握に基づいた確かな学習指導や進路指導を行おうとするものでございます。39校ございますが、そのうちの28校が、今回参加すると聞いております。9月3日から5日のうち、各中学校で設定しまして実施し、中学3年の5教科を対象としております。問題作成につきましては、夏季休業明けに問題作成委員で作成しまして、成績処理は、各学校で採点を行いますので、その素点データを事務局で集約・処理後、各学校に個人の偏差値、順位、度数分布等を資料として返却いたします。参加する学校毎の平均は示しません。学校教育課の今後の対応でございますが、まず、一番下の参考のところでございますが、平成4年頃までは、本県でも公立学校で業者テストを実施し、活用しておりました。他県におきましては、その結果を高校に提供する事例もありまして、文部科学省から業者テストについて、公立学校で実施することは禁止されたところでございますが、平成5年2月22日の文部事務次官通知にございませんとおり、公益法人や校長会の行うテストについては、学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものであれば、一つの方策であるとしていただいております。これを踏まえまして、学校教育課といたしましては、これまでも全中学校で夏季休業中に実力テストを実施していることから、共通した内容での実力テストを実施し、その結果を活用することは、学習指導や進路指導の充実に繋がると考えます。また、共同で問題を作成し使用することで、各学校の教員の実質的な負担軽減となり、多忙化解消の一助になると考えられます。以上のことから、テスト結果の適切な活用、個人情報の取扱い等に十分配慮した実施がなされるよう今後指導していきたいと考えております。以上で報告を終わります。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 　なぜ全校参加ではないのですか。教育の機会を奪うことにもなりかねないと思うので、するのであれば全校参加が望ましいと思うのですが。

学校教育課長 　この動きを聞きましたのが、6月頃でございました。本年度に入りまして、校長の有志により各校で行っているものを共同で行うことで、より質の高い問題ができるのではないかとということでございます。今回は、希望を取って行おうと意思のあるところで進めているところで、全体で行うことが必要かと思いますが、時間がなかったということも聞いております。

委員 　来年度以降は、全校で実施する方向で進められるのですか。

学校教育課長 　このことは、私共が実施しているところではございませんが、校長会でも、今回の実績を踏まえて、今後、全校で行われるように進めていきたいという考えはあるようでございます。

委員 　市教育委員会から、全校で行うようには言えないのですか。11校が参加していないのですよね。教育委員会は、指導的な役割があると思っておりますがどうな

のですか。

学校教育課長 先ほど申し上げましたが、私共も6月、7月に具体的な内容が見えてきまして、まだ、実態としてどのようなものなのか、あるいは、課題等も、今後、どのようなものが出てくるのかということも十分に見極めまして、来年度以降の教育委員会としての判断もしていかなければならないと考えております。

委員 予算はどうしているのですか。

学校教育課長 どの学校も実力テストを自分達で作成して、印刷していたところがございますので、問題を共通問題として、より質の高いものを作成しようということでございまして、そのできた問題を各学校で印刷をして実施しようとするからです、予算的には対応できております。

委員 参加できない11校の保護者から、なぜ参加しないのかという声が出てくる可能性があります。校長会等で行うテストについては可能ですが、業者が行うテストは不可である。霧島市と伊佐市が教育委員会で行っている。全体の順位が分かればどこの高校を受けようとかの判断資料になる。各中学校の成績を比較する資料は作らない。11校、また、附属中も受けなければ参考になるような結果は出ないかもしれない。

委員 市教育委員会として、全体的なテストを業者テストではない教員作成の問題で行うように指導する権限はあるのですか。

学校教育課長 霧島市や伊佐市におきましては、市教育委員会が主体となって実施しているところがございますので、市教育委員会が校長会に命じてさせているということではなくて、霧島市及び伊佐市においては、行政が共通テストを作成して実施しているところがございます。

委員 そうであれば、来年度以降、市教育委員会が主体となって、全中学校一律のテストをされた方が、保護者からのクレームなども解消できると思いますし、また、データとしての客観性も、より正確性が保たれるだろうと思いますが、どうなのでしょう。

教育部長 教育委員会が主体となって実力テストを行うことは、あまり例が無く、各学校に進路指導担当がおりまして、各学校で工夫して行っているようです。本来、受験対策にならないようにということが当然あるでしょうし、一方では、民業圧迫ではないでしょうが、なぜ教育委員会で行うのかということも指摘されることも考えられます。また、自分達の学校の先生にも是非こういった問題もあると、問題作成の面からも参考にしてほしいという趣旨もあり、校長会で独自に実施しているところがございます。一斉に強制的に行うということはどうかなというところはあると思います。

委員 苦肉の策として、こういうやり方を見い出してきたということでしょうか。

委員 目的にあるように、夏休み明けの宿題テストの意味合いがあります。それを中3は実力テストに変えて5教科実施しています。校長会でピックアップした先生達で問題を作成して行っています。実際、生徒がどこを受けるかを判断する時の確固たる資料が中学校は無いようです。塾からどこを受けた方が良いと言われたと親子で言っているようです。そういう資料に使うためには、11校

と附属中が受けていないとなると難しいのではないのでしょうか。

委員 伊敷中学校の校長は、いろいろな手間が掛かる中で、あえて行うというのは、自分なりの信念があつてされたのでしょうかね。

委員 校長会の中で、今回は28校の校長が相談の上、問題作成については、科目別に分担して作るということですか。

学校教育課長 校長の中に、国語の専門、数学の専門とおりますので、その核になる校長の元に、作成する教員を集めて作成したと聞いております。作成した期日や場所、メンバーは把握しておりません。

委員 言わばプロ集団が作ったものを、28校全てが同じ問題を一齐に中3の生徒が行うということですね。それを印刷はそれぞれの中学校でし、採点もそれぞれの中学校の先生がされる。正答案を作られた先生がそれを見ながら採点をする。そうすると、文章題で答えが論述式のようなもの場合は、少し学校によっては点数が違ってくる可能性があるわけですね。

学校教育課長 そのとおりでございます。ですから、2者択一で採点できるものもありますし、文章問題でこういう場合は1点減点とか、そういった採点の基準も作成しまして採点をしているところでございます。

委員 文部事務次官通知で、こういったことが一つの方策として認められるけれども、進路指導の参考資料であつて、選抜の資料として用いられるべきものではない。選抜の資料というのは、高校入試のことを言っているのですね。

学校教育課長 はい。業者テストをそのまま特定の高校に資料として提供して、高校側はその業者テストの結果を基に選抜を行うというような事例もあつたようでございます。そのような使われ方をしてはいけないということでございます。

委員 高校の方にそういった結果を提供してはいけない。あくまで中学校側で高校進学についての参考資料として使う分には構わないということですね。

学校教育課長 そのとおりでございます。

委員 そうしますと、28校の校長が校長会で相談した結果は、やはり高校進学に関して、より客観的な情報がほしいということで、こういうやり方だったら、ベターなものが手に入るのではないかというお考えなのですね。

学校教育課長 そのとおりでございます。

委員 そうすると、今回は試行のような感じですね。来年度からは、さらに校数が増えて、やり方も少し変わっていくという可能性もありますよね。

学校教育課長 ご指摘のとおり、今回は、急でいろいろとご迷惑をお掛けしたけれども、一つの布石として実施して、その成果と課題を踏まえて、来年度以降、より充実した内容のものを実施していきたいとのことでございます。

委員 参加しない学校が11校ありますが、その中にはこのテストを受けなくても、校内の実力テストで的確な資料を持っているという学校もあるかもしれない。必ずしも来年度全校受けることにこだわる必要はないのかもしれないですね。まだ、見えないところがありますよね。

委員 情報提供を保護者に対して、校長がしているのでしょうか。

委員 するかどうかは今後でしょうね。資料が出てみないと分からないでしょうね。

客観的な資料ですからね。霧島市は高校入試に近い試験をしているようです。

委員 もし、本当にそうであるならば、そのテストを受けられた保護者と、受けられなかった保護者からすると、クレームが来るのではないのでしょうか。それに対して、校長が、うちの学校は実施しなかった理由を的確に説明できないと困った問題になるだろうと思います。

委員 中学生に無意味な競争をさせてはいけないというのが、業者テスト廃止の時の意見でした。しかし、今回の鹿児島県の中学校の学力テスト結果は悪く、鹿児島県は47都道府県中43番でしたかね。できたら共通実力テストを受けさせてくださいというところなのではないでしょうか。今回は、急過ぎたという会長の説明がありました。

委員 最初から強制するのは、やめた方が良くと思いますね。1回やってみて、どのような声が聞こえてくるか分かりませんよ。いろいろな評価の中で、考えても良いのかなと思います。でも、今の鹿児島県の学力が相対的に落ちて来ているのは、確かにそうですから、中学校の校長の焦りは、よく分かりますよね。ただ、性急過ぎて、何か問題があればいけないですし、1回自由意思で試してみるのが良いような気がします。また、高校受験の偏差値を見るためではなく、中学校を終了する大事な二学期、三学期の時期に、マスターすべき科目を広い範疇で見て、強化をするためのテストであることの位置付けが大事であると思います。

委員長 他にございませんか。
(なしの声あり)

委員長 無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。



(4) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 それでは、次に報告事項(4)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案綴りの14ページをご覧ください。報告事項(4)教育委員会関係の主な行事について、ご説明いたします。まず、谷山地域ふるさと芸能祭が、9月15日にふるさと考古歴史館で開催されます。演目等は記載のとおりでございます。次に、市立美術館の特別企画展といたしまして、「大桜島公募展」を10月12日から11月4日まで開催いたします。絵画等の平面、写真並びに写真付きの俳句の三部門につきまして、優秀作品を展示することといたしております。次に、鹿児島アリーナは、本年度20周年を迎えますが、その記念事業といたしまして、市民生き生きスポ・レクフェスタ2012が、10月8日体育の日から開催されるものでございます。体育の日には、鹿児島アリーナなど市内の公共体育施設などを、無料で開放することにいたしております。次に、小学校の陸上記録会が、10月10日に鴨池の県立陸上競技場で、また、その次ですが、

市郡中学校駅伝競走大会が、翌11日に桜島溶岩グラウンドで開催されます。次に、一番下ですが、明るく楽しい学校づくり市民大会が、10月20日に伊敷台中学校で開催されます。学校づくりの実践発表や、こころの言の葉コンクール表彰などを行う予定でございます。15ページに行きまして、明治維新150年カウントダウン事業講演会が、第1部、第2部といたしまして、10月26、27日に、それぞれ行われます。第1部では、横浜にお住いの生麦事件参考館館長である浅海武夫さん、それから、翌27日には、サンエールかごしまで、歴史作家でいらっしゃいます加来耕三さんの講演等がございます。最後に、10月16日から11月22日までの間、五色の花コンサートといたしまして、松元公民館を皮切りに、一番下の桜島支所旧議場でコンサートを行うことといたしております。以上でございます。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 　明治維新150年カウントダウン事業講演会についてですが、加来耕三さんは有名な方ですが、2時間半講演するのですか。

文化課長 　加来耕三さんの講演の前に、プロローグということで、東川隆太郎さんの横浜の紹介を含めた生麦事件関連のものもありますので、加来耕三さんの講演自体は90分程度でございます。

委員 　市民生き生きスポ・レクフェスタ2012の講師は、誰ですか。

市民スポーツ課長 　桑田真澄さんでございます。

委員長 　他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 　無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

7 その他

委員長 　それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 　次回の定例会についてですが、10月30日火曜日の13時10分から14時10分を予定しております。よろしくお願いいたします。

8 閉会

委員長 　それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了します。

【以上】